

多久市西溪公園寒鶯亭設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月25日

多久市長 横尾 俊彦

多久市条例第33号

多久市西溪公園寒鶯亭設置条例の一部を改正する条例

多久市西溪公園寒鶯亭設置条例（平成4年多久市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

区分	使用料（1時間につき）
小和室	100円
大広間（東側）	100円
大広間（中央）	100円
大広間（西側）	100円
備考	
1 使用料の額は、消費税額及び地方消費税額を含めた額とする。	
2 使用時間は、準備及び原状回復に要する時間も含めたものとする。	
3 使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とする。	
4 使用者が市外居住者又は市外に所在する団体等の場合の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。	
5 使用料は、原則として使用の開始までに納付しなければならない。	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。